

# 商品概要説明書

## J A多目的ローン

(2024年4月1日現在)

商品名	J A多目的ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○当 J A の組合員の方。</li><li>○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。</li><li>○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。ただし、農業者で正組合員の方は 150 万円以上。</li><li>○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。</li><li>○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。</li><li>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</li><li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金用途	<p>○生活に必要とする一切のご資金とし、資金用途の確認可能なものとします。ただし、以下の資金は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 自動車関連資金</li><li>② 負債整理資金</li><li>③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金</li><li>④ 営農資金および事業資金</li><li>⑤ JA で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金</li></ul>
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とします。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p><b>【変動金利型】</b> お借入時の利率は、毎月決定し、当 J A の店頭でお知らせいたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（短期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b> お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、毎月決定し、当 J A の店頭でお知らせいたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 1 回または年 2 回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%

	以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。												
担保	○不要です。												
保証人	○当JAが指定する保証機関(茨城県農業信用基金協会)の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	<p>○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。          なお、保証料は正組合員年0.8%、准組合員1.0%です。</p> <p>①全期間一括払い</p> <p><b>【お借入額100万円あたりの一括支払い保証料0.8%相当額(例)】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>お借入間</td> <td>1年</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> </tr> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>6,282</td> <td>14,547</td> <td>23,085</td> <td>31,892</td> </tr> </table> <p>②分割払い</p> <p>約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。          なお、保証料率は正組合員年0.8%、准組合員年1.0%です。</p>	お借入間	1年	3年	5年	7年	保証料 (円)	6,282	14,547	23,085	31,892		
お借入間	1年	3年	5年	7年									
保証料 (円)	6,282	14,547	23,085	31,892									
団体信用生命共済(保険)	<p>○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"> <tr> <td>団体信用生命共済(保険)名</td> <td>加算利率</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済(特約なし)</td> <td>年0.3%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.5%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.4%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.4%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)</td> <td>年0.5%</td> </tr> </table>	団体信用生命共済(保険)名	加算利率	団体信用生命共済(特約なし)	年0.3%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.5%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.4%	団体信用生命共済(連生)	年0.4%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.5%
団体信用生命共済(保険)名	加算利率												
団体信用生命共済(特約なし)	年0.3%												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.5%												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.4%												
団体信用生命共済(連生)	年0.4%												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年0.5%												
9大疾病補償保険	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年0.6%</p>												
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…6,600円</p> <p>②一部繰上返済の場合…6,600円(JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は無料)</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は6,600円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。</p>												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融部(電話:0297-63-2209)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速</p>												

	<p>かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）      第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）      第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）</p> <p>（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>

J A茨城みなみ